

○独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関する業績評価方法について

独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関する要項（令和4年海洋大規第71号。以下「推薦要項」という。）第5条の規定に基づき、大学院海洋科学技術研究科における業績の評価方法を、次のとおり定める。

第1 返還免除申請書は、研究科長が取りまとめ専攻主任会議及び代議員会の議を経て、第2の業績評価方法に基づき評価し順位付けを行い、学生支援委員会へ報告するものとする。

第2 業績の評価方法については、推薦要項第4条第1号から第6号の順に優先させ、それぞれポイント化する。ただし、推薦要項第4条第1号、第3号及び第4号のポイントに用いることができる業績は、貸与期間中のものに限ることとする。なお、博士後期課程については、返還免除内定者を除き推薦要項第4条第1号を必須とする。

(1) 第4条第1号（学位論文その他の研究論文） 最大12ポイント

イ 学術雑誌への発表論文は1編につき2ポイントとし、さらに、インパクトファクターが1以上の場合には乗じて加算する。インパクトファクターは発表年のものを確認できない場合があるため、大学図書館等で確認できる最近のポイントを引用する。論文は申請時に掲載若しくは受理済みとされていればポイントを与える。論文に対する貢献度、すなわち、ファーストオーサーには1、セカンドオーサー以降は0.5をポイントに乗じる。なお、論文中に貢献度に関する記載がある場合は、その記載に従うものとする。

ロ 学会発表のうち国内学会発表は0.5ポイント、国際学会は1ポイントとする。ただし、本人発表のものに限る。

ハ 学会賞（論文賞、技術賞、奨励賞、ベストプレゼンテーション賞、ベストポスター賞、招待講演など）は3ポイントとする。ただし、論文賞及び技術賞については、ファーストオーサーには1、セカンドオーサー以降は0.5をポイントに乗じる。

ニ 学会のプロシーディングス等の参考論文については1編につき1ポイントとする。ただし、ファーストオーサーに限る。

ホ 学位論文の教授会等での高い評価として、在学期間短縮については2ポイントとする。

(2) 第4条第2号（「大学院設置基準第16条」に定める特定の課題についての研究の成果）
最大3ポイント

(3) 第4条第3号（著書、データベースその他の著作物〈前2号に掲げるものを除く〉）
最大2.5ポイント

著書は単著又はそれに準じる共著書の場合2ポイント、その他は0.5ポイントとする。

(4) 第4条第4号（発明） 最大2ポイント

特許・実用新案等出願は1ポイントとする。

(5) 第4条第5号（授業科目の成績）

全学部及び大学院でGPA算定式が統一されるまでの暫定的な簡易GPA算定式での数値（※）に0.20ポイントを乗じた値をポイントとする。

$(「A+」の単位数 \times 4) + 「A」の単位数 \times 3) + (「B」の単位数 \times 2) + (「C」の単位数 \times 1)$

$(「A+」の単位数) + (「A」の単位数) + (「B」の単位数) + (「C」の単位数)$

※4点満点、小数第2位以下で算出（小数第3位で四捨五入）

修了要件に算入しない授業科目の単位数、及び成績評価が「認」、「不可」、「試験欠席」、「出席不足」の授業科目の単位数は、分子・分母とも算入しない。

(6) 第4条第6号（研究又は教育に係る補助業務の実績）

ティーチング・アシスタントについては、年間20時間以上40時間未満は0.25ポイント、40時間以上は0.5ポイントとする。リサーチ・アシスタントについては、年間150時間以上は0.25ポイントとする。

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント以外の補助業務により、本学の専攻分野に関連した教育又は研究活動に大きく貢献し、かつ補助業務の内容及び時間数につき証明できる書類を提出できる場合は、教育活動についてはティーチング・アシスタント、研究活動についてはリサーチ・アシスタントと同様のポイントとする。

ただし、博士前期課程については最大1.0ポイント、博士後期課程については最大1.5ポイントとする。

(7) 第4条第7号（ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績）

ボランティア活動等は、本学の専攻分野に関連した教育研究活動であり、第三者（主催者等）の高い評価を得たものについては0.25ポイントとする。

第3 推薦候補者のポイントが同点で順位付けを行わなければならない場合の取扱い

(1) 第2に定める優先順位の各号ごとにポイントが高い者から順位付けし、それでもなお順位付けをする必要がある場合は、リサーチ・サポーターによる補助業務の実績により順位付けを行う。

(2) (1)により順位を付けられない場合は、次の①②③の順でポイントの高い者を上位者とする。

① 推薦要項第4条第5号（授業科目の成績）の基礎となった総取得単位数の多い者

② 推薦要項第4条第1号（学位論文その他の研究論文）イ 学術雑誌への発表論文のポイントの高い者。ただし、同ポイントの場合はファーストオーサーのポイントの高い者を優先する。

③ 推薦要項第4条第1号（学位論文その他の研究論文）ハ 学会賞（論文賞、技術賞、奨励賞、ベストプレゼンテーション賞、ベストポスター賞、招待講演など）のポイントの高い者

附 則

1 この業績評価方法は、令和4年12月15日から施行する。

2 独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者の推薦に関する業績評価方法について（平成17年3月4日代議員会決定）は廃止する。